

16 世紀後半における フランス寛容王令とローマ教皇庁 — 近年の研究から —

坂野正則

I 序論

フランス宗教戦争に対するローマ教皇庁の姿勢は、対抗宗教改革の推進者としてフランス王権の国内改革派教会との宥和政策を非難するものであったと考えられてきた。G・リヴェの古典的著作においても、教皇庁の異端に対する闘争という観点が強調されている¹。しかし、フランスにおけるナント王令 400 周年の記念行事（1998 年）やそれを直接の契機とする歴史学界における「宗教的寛容」研究の活性化、あるいは 16 世紀から 17 世紀にかけての教皇庁関係史料調査の進展といった動きの中で、教皇庁は単に不寛容の牙城としてではなく、同時代的文脈や国際的連関の下で独自の戦略を構築していた機関として再検討されてきている。本稿の目的は、宗教戦争を挟む二つの時期に出された寛容諸王令、すなわち第一次宗教戦争（1562-63 年）前後の二王令 [サン＝ジェルマン王令（一月王令）・アンボワーズ王令]² と 1598 年のナント王令を研究対象として、それぞれに対しどのような理念や戦略をもって教皇庁が対応したのか、そしてその対応が 17 世紀フランスのカトリシズムにどのように影響したのかを考察することにある。この目的に応えるために、近年公表

¹ G. Livet, *Les guerres de religion (1559-1598)*, Paris, 1962, pp.107-108. (ジョルジュ・リヴェ (二宮宏之・関根素子共訳) 『宗教戦争』(白水社, 1968 年), 126-127 頁。)

² 一月王令 (1562 年 1 月 17 日) は、都市の城壁外での日中の改革派信徒による集会を許可した。アンボワーズ王令 (1563 年 3 月 19 日) は、信教の自由を全臣民に認めたが、礼拝の自由に関しては、領主裁判権を保有する貴族の礼拝とバイイ裁判管区につき一都市の城外区での礼拝に限定した。

された二つの研究によって解明された事実に依拠し³、さらにその情報を再構成しながら分析を進めたい。

そこで本稿では、三つの視点から分析を試みる。まず第一に、教皇およびその側近の高位聖職者が、どのような戦略や理念を抱いてフランスの寛容王令に対峙したのかという問題を検討する。第二に、教皇庁の代弁者たる在仏外交使節による外交という実践的な次元について考察する。よく知られているように、16世紀初めまでに西ヨーロッパ各国は使節団を相互に駐在させ、その安全を保障し文書を交わすという恒常的外交の慣行を定着させており、教皇庁の外交使節団もその一翼を担っていた⁴。それゆえ、フランスと教皇庁との関係を考察する際に、彼らの外交交渉を看過することはできない。第三に、フランス王権の教皇庁に対する対応について検討する。教皇庁との交渉過程におけるフランス王権による寛容王令の正当化を検証することは、主権国家や宗教的寛容といった理論的枠組みを支える現実の政治的・宗教的力学を理解する素地を提供することになるからである。

II 教皇庁の戦略

1562年の一月王令以降、ローマ教皇ピウス4世ならびに彼の甥にあたるカルロ・ボロメオ枢機卿は、寛容の原則を異端との共謀という表現を用いて非常に明確に拒絶した。とりわけボロメオは同時期に10年ぶりに再開されたトリエント公会議において、司教絶対主義を主張するなど教皇庁内部で最も非妥協的な人物の一人であった⁵。しかし、教皇庁は翌

³ Alain Tallon, "Rome et les premiers édits de tolérance d'après la correspondance du nonce Santa Croce", M. Grandjean et B. Roussel (éd.), *Coexister dans l'intolérance L'édit de Nantes (1598)*, Genève, 1998, pp. 339-352; Bertrand Haan, "Les réactions du Saint-Siège à l'édit de Nantes", Grandjean et Roussel (éd.), *op. cit.*, pp.353-368. 上記著作について、坂野正則「書評：『不寛容の中の共存——ナントの王令——(1598)』」『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』第2号, 2001年, 89-93頁。

⁴ 近藤和彦「近世ヨーロッパ」『岩波講座世界歴史 16 主権国家と啓蒙』(岩波書店, 1999年), 43頁。

1563年のトリエント公会議終了後には、宗教的不寛容の原則論を保持しつつフランス寛容王令を事実上容認するという矛盾した姿勢を取るようになる。この戦略は、当時の教皇庁をめぐる三つの状況を反映している。まず第一に、フランスはイタリア戦争以降もピエモンテ地方にいくつかの拠点を保持していたが、教皇庁はこの地域に寛容政策が適応され、イタリア半島内部に改革派教会の影響力が及ぶことを危惧していた。それゆえ、彼らは不寛容を明確な原則として表明する。第二にスペインとの関係である。スペインはフランスと教皇の関係性を断絶することで、教皇を自分の影響下に置こうとし、両者の軋轢は徐々に広がっていた。そのため教皇庁はフランスへの懐柔方針を選択し、スペインの勢力拡大を牽制する必要があった。第三はフランス王権に対する期待感である。両宗派の永続的な平和共存は不可能であるから、いずれ王権は教皇庁の不寛容原則を支持してくれると彼らは考えていた。しかし、フランス王権によりあらゆる期待が裏切られることで、むしろ教皇庁のフランスにおける影響力を衰退させる結果を招く。

この楽観的な姿勢は、1598年のナント王令にも見られる。フランス・スペイン間の和約成立が近づくと、教皇庁はフランス王権に国内の改革派信徒の追放を期待した。そのため教皇クレメンス8世は国王アンリ4世による王令署名という事態に驚愕し、「それ[王令署名]は、朕を磔刑に処する行為である」と叫んだという。さらに、翌99年2月に至っても教皇庁は依然として王令反対を表明できると考えていた。しかし同時に、この姿勢はフランス王権と教皇との決定的対立を回避させる。すなわち、教皇がナント王令をめぐる寛容問題に直接関わるのはかなり遅れてからであり、彼は公式には王令反対を一度も表明しなかったのである。

それでは、クレメンス8世の戦略はどのようなものであったのか。まず、彼はナント王令について「教会理性」(B・アン)と呼べるような確固たる論理を確立していた。それは、大多数がカトリック信徒の王国で信教の自由を定着させることは、信仰の統一の理念を破壊する行為である。また、教会法はカトリックから離反した礼拝の実行、異端による学

⁵ Tallon, *Le concile de Trente*, Paris, 2000, pp.78-79.

校の設立、異端の国政参与という三点を禁じている。それゆえ、信教の自由を認め教会法の諸規定にも抵触するナント王令は認められないというものである。しかし彼はこの教会理性を原則としながらも、ナント王令をフランスのカトリック教会にとって有益であり、宗教戦争後の同教会の再建にとって効果をもつ王令と規定することで、この王令を容認する戦略を取る。この矛盾した論理に整合性を与えた理由は二つある。第一は、教会理性をフランスに強制することで生じるであろう王国内部での王権と高等法院・司教団との対立を避けるためである。特に1598年10月から11月にかけて、パリ高等法院とフランス聖職者会議は王令反対を表明して王権と対立しており、彼はこうした事態の進展は王国の再分裂を招きかねないと判断した。第二は、教皇庁内部のフランス支持派とスペイン支持派との勢力均衡を図るためである。

以上二つの教皇庁戦略を検討してきたが、そこには共通する理念が見受けられる。すなわち、根本原則としての不寛容は明確に表明しつつも、同時に実践の次元においてはフランス王権の寛容王令を容認する態度とこの根本原則との整合性を持たせることで、事態の打開を目指した。さらに、こうした戦略の背後には、イタリア半島内部での教皇庁の覇権、あるいはスペインの影響力を教皇庁内部で抑えようとする現実的な課題があった。次にこの戦略がより具体的次元においてどのように活用されたのかを、教皇庁外交を検討することで解明したい。

III 教皇庁外交

教皇庁外交の具体的内容を検討する前に、その外交の担い手を整理しておきたい。フランスにおける教皇庁外交は、大別して二つの外交経路によって展開される。第一は教皇使節 (*légat*) で、これは初期教会にまで遡ることの出来る役職だが、中でもこの時期に重要であったのが教皇特使と教皇領総督である。前者は特定の問題に対処するために教皇が派遣する使節であり、後者は一定期間教皇領(フランスの場合、アヴィニョンとヴナスク伯領)に滞在し、教皇権を代行する使節である。第二の外交経路は16世紀に誕生し、西ヨーロッパ各国に派遣された教皇大使 (*nonce*) である。彼らはいわば主権国家としての教皇庁の代表としての

責務を担う存在であった。この二つの使節団の対仏外交における重要性は、時期に応じて変化する。

1560年代の外交で中心的役割を担ったのは、駐仏教皇大使のプロスペロ・サンタ・クローチェである。彼は宗派对立が激化する中で、教皇庁の外交官としてフランス国内のカトリック教会とローマ教皇庁双方の利益を追求した。一月王令以前に、彼は教皇庁の不寛容の意向を汲み取りつつ、現実の外交方針としては改革派教会を周縁的な存在として保持しておこうと計画していた。しかし王令施行後に、彼は王令の存在を追認しつつ改革派勢力の縮小化を図ろうとする外交方針を選択し、三つの具体的な手段を講じた。まず第一に、王母カトリーヌ・ド・メディシスや大法官ミッシェル・ド・ロピタルといった王権の中枢に定期的に抗議を表明する。第二に、王令で規定されたカトリック教会に有利な条項を利用し、改革派教会の勢力拡大を阻止しようとする。とりわけカトリック聖職者の財産復帰、および改革派信徒の支配下にある都市でのカトリック祭儀復活という二つの条項を遵守させることは、改革派教会にとって甚大な打撃を与えることができる、と彼は考えた。第三にこうした王令解釈と並んで、改革派大貴族に改宗を働きかけ、さらにパリ、ルアン、ピカール地方の寛容王令反対派のカトリック信徒を支援することで、フランス社会内部から改革派教会の弱体化を計ろうと狙った。以上三つの外交工作の効果について判断を下すのは難しいが、教皇大使が築いた王権、改革派大貴族および寛容王令反対派のカトリック信徒との人脈は、教皇庁、フランス王権双方の決定的対立を回避させ、教皇庁が寛容王令に対して順応的な態度を示そうとする戦略を実行するのに貢献したと言えよう。

このことを象徴的に示す事例が教皇領問題である。中世以来教皇庁は南仏カルパントラを中心とするヴナスク伯領とアヴィニョンを教皇領として保持していたが、これらの地域では第一次宗教戦争による被害が甚大で、一部の地域は改革派の軍隊に占拠されたままであった。教皇庁はこの問題の解決をサンタ・クローチェに一任する。教皇庁側の意向としては、改革派の首領ブルボン家の血統に連なるシャルル・ド・ブルボン枢機脚を教皇領総督に任命することで、フランス王権からこの地域の安全保障を獲得しようとするものであったが、これをフランス王権は拒絶

する。カトリーヌ・ド・メディシスは、教皇領にも王国内と同様の宗教的寛容の手法を適応する政策を実施した。サンタ・クローチェは、彼女に対する強い不信感を抱きつつもこの事態に順応的な態度を示す。というのも、こうした政策は一時的な妥協策に過ぎないと判断したからである。事実、この地域は以後不寛容の牙城へと成長する。シャルル・ド・ブルボン擁立に失敗した教皇庁は、新たな教皇領総督としてジョルジュ・アルマニャック枢機卿を任命する。彼は1573年にトリエント公会議の諸教令を公式に受け入れ、また領内の多くの司教職にはイタリア人高位聖職者が着任することで、この地域は対抗宗教改革の模範的様相を呈する。さらに教皇パウルス4世とピウス5世の時期には、この地域に居住するユダヤ人の職業生活を大きく制限する教勅が出されることとなる⁶。

第二の外交の山場はナント王令と共に到来する。当時の教皇庁外交の立役者は、フランス・スペイン両国間の調停のために派遣されていた教皇特使アレクサンドロ・ド・メディシス枢機卿と、1598年8月に特使帰国後フランスでの教皇庁外交を一任された外交官ジョヴァンニ・バンディニの二人である。彼らは、外交工作を駆使することにより教皇庁とフランス王権双方の立場を存続させることに成功した。以下、教皇庁に対する対処とフランス王権に対する外交工作の二つに分けて検討してみたい。まず前者について、アレクサンドロは両国の外交的空白を設けることで、両国の主張の正面衝突を避けようと試みた。そのため、フランス滞在期間中改革派教会の要求を一切教皇に報告しなかった。その上で、彼は帰国後の教皇との会見の中で、ナント王令がフランスのカトリック教会復興にとって有益なものであることを強調し、この王令に対するフランス王権の立場を擁護した。また、王令登録をめぐるパリ高等法院を始めとしたカトリック信徒による王令反対運動に関するバンディニの報告書簡が教皇の手に届かなかったことも、この空白外交の効果を促進した。次に後者について、彼らは教皇庁の原則論に基づく王令に対する抗

⁶ R. Moulinas, *Les Juifs du pape en France*, Toulouse, 1981. 深沢克己「ヨーロッパ商業空間とディアスポラ」『岩波講座世界歴史 15 商人と市場』(岩波書店, 1999年), 184-185頁。

議と王令登録の引き伸ばし工作を行った。アレクサンドロは、1598年7月末から8月初めにかけて、カトリック教会を中心に据えず、改革派教会を優遇するアンリ4世の宗教政策を非難した。その結果、王令登録は彼の帰国まで延期されることとなる。正式な外交経路が存在しない中で、バンディニは王令反対を唱えて王権と対立するパリ高等法院やフランス聖職者会議に接近し彼らを支援する一方、国王顧問会議のメンバーに教皇の意図を確認するまで王令登録を猶予するよう求めたが、それは拒絶された。

以上の外交交渉から分かることは、ナント王令登録問題に直面した教皇庁外交官は、教皇の代理人という側面とフランス王権の弁護人という側面の二面性を持っていたということである。その結果教皇庁によるフランス王権の寛容政策容認の基盤が形成され、最終的にフランス国王がカトリック教会を改革派教会より優位に置くことを条件に、教皇は王令を必要悪として甘受することとなる。

IV フランス王権の対応

残された課題は、フランス王権が教皇庁に対してどのように寛容王令の正当化を図ることで対応したのか、その主張を検証することである。

カトリーヌ・ド・メディシスの寛容王令正当化の主張は一貫したものである。彼女は、改革派教会への譲歩は王国分裂の危機という困難な時局に対応するために行うものであり、あらゆる改革派への寛容的措置は、宗派对立の解決と強固な王権確立までの一時的なものであると認識していた。

他方ナント王令正当化の主張は、教皇庁との王令受容交渉の中で形成される。まず、危機に瀕した国家の善を保護するのは教皇ではなく国王であり、彼のみが法を制定し国内を統治し臣民を従属させることができることを確認し、次に、ナント王令が改革派教会の権利を大幅に制限したポワティエ王令(1577年10月)を更新した王令に過ぎず、王令の中で示されている改革派教会への譲歩は内戦と対外的脅威から生まれたもので、王令の本質はむしろ国内のカトリック教会確立の決意表明であると主張した。この主張は、フランス王権側の教皇庁への一定の譲歩を示す

ものであり、その背景には、両者の外交的断絶の回避を求める王権側の事情があった。国王は当時両国間の緊張を生み出す二つの婚姻問題を抱えており⁷、王権は教皇庁に頼らざるを得ない立場に立たされていたからである。

以上の検討から、王権は宗教戦争を経験する中で寛容王令の位置付けを変化させたことが分かる。すなわち、第一次宗教戦争前後には寛容王令を改革派教会という国内の宗教的少数派に対する一時的譲歩策と捉えていたのに対し、ナント王令については主権者たる国王が国民的統一を図り排他的に統治権を行使すると同時に、フランス・カトリック教会の保護者たる地位を保障する法であると解釈した。ここに国家理性の原型を見ることができると言えよう。これまで主権概念や国家理性に関する歴史記述は、ジャン・ボダンをはじめとするポリティック派による定式化という理論的次元での形成を中心に議論されていたが、むしろ本稿で検討したように外交交渉や政治力学といった実践的な次元での形成を考慮に入れる必要があるだろう。

V 結論

冒頭の問題提起に対して本稿で提示した回答は以下のように要約できる。教皇庁の戦略は、根本原則としての不寛容と現実的局面での柔軟性とを同時代的課題に応じて変化させるものであり、この戦略を実行するために、教皇庁外交はフランス国内および国際関係において、抗議行動、外交交渉の停滞や延長を含む様々な外交工作を駆使する。これに対しフランス王権は自らの立場を正当化する主張の中で、教皇庁に譲歩しその面目を保ちつつも自国の主権国家体制およびガリカン教会体制を確立していく。

最後に本稿で検討した一連の寛容王令が、17世紀に至る持続的な時間

⁷ ガブリエル・デストレとの婚姻を成立させるために、王妃マルグリット・ド・ヴァロワとの婚姻解消を教皇庁に承認してもらう必要があった。また、国王の妹カトリーヌ・ド・ブルボンと改革派貴族のバール公との婚姻問題も同時期に発生した。

軸の中でどのような意味を持つのかを検討したい。教皇庁が示した寛容王令への対応は例外に属する。クレメンス8世はナント王令を甘受した翌年の1600年に、ジョルダノー・ブルーノを異端としてローマにて火刑に処する。さらに教皇パウルス5世は1616年に地動説を禁止する。この二つの事例は、おそらく教皇庁が国際関係の次元では寛容を容認しつつも、教義を含む知的次元においては不寛容を貫徹することを示していよう。反対に、フランス・カトリック教会にとって寛容王令は17世紀における飛躍の前提となる。とりわけナント王令は結果的に改革派教会の発展を封じ込めることになり、国内の宗教対立に終止符を打ち、カトリック教会の物質的・法的な回復を促進したのである。さらに、トリエント公会議による司教を中心とする教区組織の刷新は、ガリカン教会体制の確立に貢献し、絶対王政を宗教的側面から支える役割を果たす。こうして、フランスにおける対抗宗教改革の定着にとって好都合な条件は整えられた。